

函館市監査公表第 1 4 号

函館市長から，定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 8 年 1 0 月 5 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 観 総
令和 8 年(2026年) 9 月 29 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	観光部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和7年10月27日～令和8年3月25日	提出日	令和8年5月13日
監 査 項 目 等	予算の執行		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
指定管理者制度を導入している函館市旧イギリス領事館（開港記念館）において、当該施設は利用料金制を導入し、利用料金収入や自主事業による利益の増により、管理経費を上回る収入が発生した場合の利益の還元方法について、指定管理者の公募要件において提案を求め、その基本的な考え方や還元時期等の詳細を協定に定めることとしていたが、指定管理者指定後の協定にこれを定めていなかった。 また、モニタリングに当たっては、指定管理者による管理運営が、協定書や業務処理要領などに沿って適切に履行されているかを継続的に確認・評価し、必要に応じ改善に向けた指示や是正等を行う必要があるが、提出された事業収支状況において、管理業務と自主事業の区分経理が適切に行われていないことから、観光部では、事業区分ごとの決算額を把握できず、利益の還元についても確認・評価できない状態であったほか、業務処理要領で提出が定められている収支計画書が提出されていないなど、公の施設の設置者として必要な確認を行っていないなど。 これらのことは、指定管理者制度への理解が不十分であることに加え、管理業務と自主事業の性質の違いおよび区分経理に対する認識が不足していたことが原因であると思料されるが、協定書に定めるべき重要事項が未記載であったことから、速やかに協定書に定めることはもとより、提出資料の内容を精査し、利益や事業区分ごとの決算額を確定させるとともに、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実かつ的確に行うよう徹底し、適切な施設管理に努め、その責任と役			

割を果たされたい。

措置内容，対応・考え方

令和７年度分については，管理業務と自主事業を区分した収支決算書を提出させ，事業区分ごとの収支を確認したほか，令和８年度についても，両事業を区分した収支計画書が提出され，その内容について承認しております。

また，公募時のヒアリングにおいて，指定管理者から，利益が生じた場合に地域イベントへの協賛によって地域に還元する考えが示され，実際に地域イベントに対する人的・金銭的支援が行われており，現指定期間については，その実施状況を継続して確認するとともに，管理業務と自主事業の区分経理により収支を適切に把握いたします。

今回の指摘を踏まえ，現在，利益還元の基本的な考え方や方法等を検討しており，次回の指定管理者公募に当たっては，それらを公募要件に明示するとともに，指定管理者から提案された利益還元の内容を協定書に反映いたします。

今後は，「公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱」や「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」等に基づき，収支計画書，事業報告書および決算資料の提出状況と内容を確実に確認するとともに，必要に応じて評価，指導，指示等を行うなど，適切な施設管理に努め，その責任と役割を果たしてまいります。